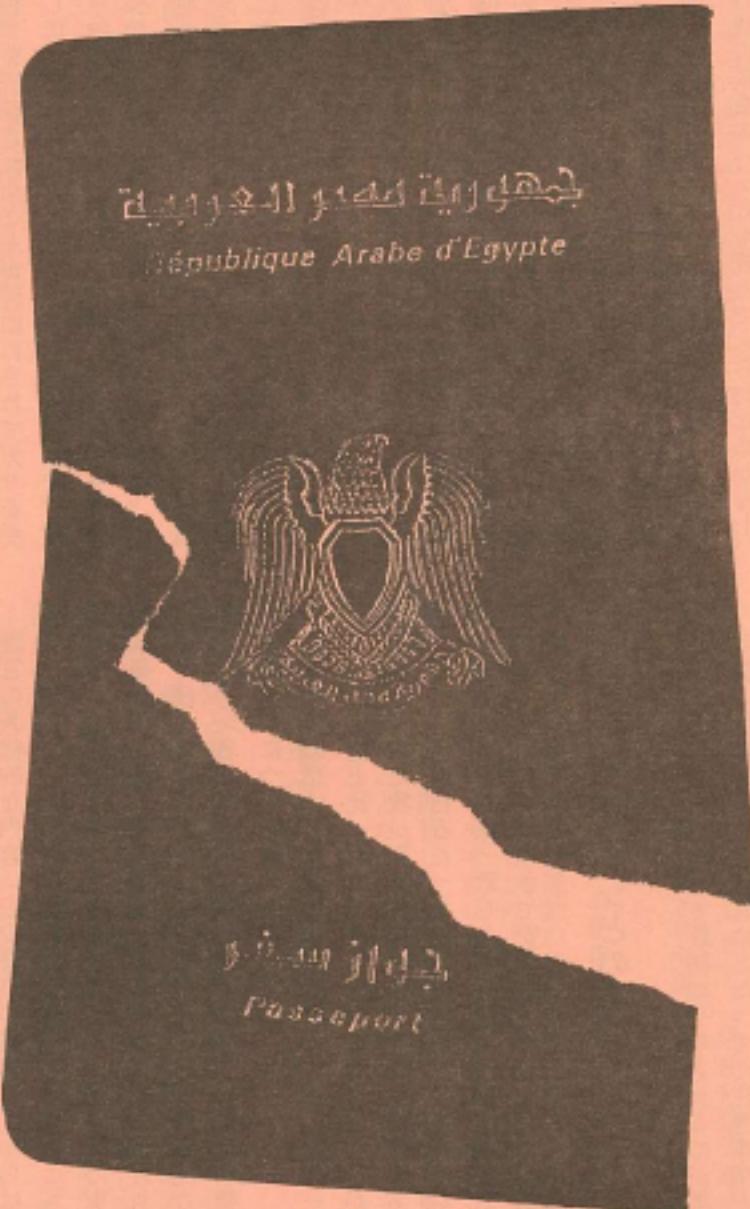


ザ・パスポート

帰国者の裁判を考える会

東京都港区新橋2・8・16新橋石田ビル4階 救援連絡センター 気付 電話03(591)1301
郵便振替 東京2-398834 「帰国者の裁判を考える会」 定額200円(送料70円)年12回分3000円



「帰国者の裁判を考える会」の皆様方へ

一九九〇年六月二十八日 丸岡 修

接禁中の為、この手紙は東京地裁経由で出しています。

最近になって、救援センターのYさんが八七年十二月の私の「勾留理由開示公判」を傍聴されたことが理由にされてガサを受けたことを知りました。何ちゅうこっちや。ガサ国賠訴訟で、被告・公安警察はガサ理由として、「裁判を傍聴したから」を恥ずかしげもなくあげるのは、異常としか言いようがありません。なぜならマトモな裁判官なら、「裁判の傍聴」をガサの理由とは認めねばならないからです。本来ならヤブヘビの「ガサ理由」「ガサの根拠」として公安警察が堂々と主張するということは、日本の裁判官たちは「マトモでない」ということの証明です。「民主主義」の発達している国では全く考えられないことです。

ヨーロッパならこの一行で被告・警察の敗訴になるでしょう。

こういう反動的な状況にあって、いかに私と組織的にも個人的にも政治的にも無関係な皆さんにも、公安警察から野蛮で無法な言いがかり、弾圧を受けるのが明白であるにもかかわらず、人権擁護の見地から、私共の裁判を監視されていることに、深く頭が下がる次第です。

さて今日は、去る五月二十九日、六月十五日の同志泉水の公判（刑事二十部）に証人出廷した件について報告させていただきまます。我が刑事十部の裁判長松本ハンにも読んでもらわなあかんし。今回の証人出廷は、丸岡公妨逮捕の違法性を明かにし、同志泉

水逮捕の違法性と逮捕根拠の無効性を証明する為に、「公妨逮捕」の状況を証言することになりました。

証言の具体的な内容（公安警察の罷にどこからはまり、監視されてきたのか、その陰湿な手口の暴露と、あちこちで左翼弾圧で演じられる公安警察の「公妨逮捕」デッヂアゲの実態など）は、地裁発行の「証人尋問調書」を参照していただければ良いので、ここでは、刑事二十部、転入裁判長小出の反動的な訴訟指揮と検察官○○（名は弁護団に聞いて下さい。バカが名乗らないので）の無能ぶりについて書きります。

結論的な感想は、我が松本昭徳君の方が小出鉄一よりはるかにまで、小出と比べればまともな人物であることが判ったこと、この前まで居た我が検察官杉山君が有能な検事であることが判つたことです。何たるこっちや。同志泉水の判決はもう出たようなものです。小出に乗っ取られた刑事二十部でやられる限りは。小出のオッサン！ 定年まで安泰やと思うとつたらあかんで。

一、小出と松本クンとの違い

五月二十九日に出廷して最初にやらされるのが証人宣誓です。宣誓の際に裁判長が証言にあたっての注意事項を述べますが、松本クンは「偽りを述べれば、偽証罪で罰せられことがあります」

なのに、小出は「……罰せられます」。オマエ、誰に言うとんじゃ。いかにも「丸岡は偽証の可能性がある」と言うのです。このタヌキじいは、さらに呴喰も忘れず、「理由を述べられなければ、証言の拒否はできません。必ず答えて下さい」。つけ足しで「自らの証言で自らの事件で不利になる場合は答えなくて結構です」「とは言うものの、証言拒否の理由を言うことなんかできるかいな。これは、一種の黙秘権の否定というものです。

とに角、このタヌキは正に殷懃無礼で、言葉つきと態度はバカていねいだけれども、目つきからして、腹と口は別であることを示しています。その点、松本君は愛想は悪いけれども、このタヌキみたいなネクラのネチネチしたタイプとは違います。もつとも検察寄りであるというのが難点だけれども、タヌキの検察ベタベタよりははるかにマシと言つても良いでしょう。

タヌキがわざわざ最高裁事務総局の指揮で九州から呼ばれ、東京地裁判事二十部に配属されたのには、「奥深い理由」がありそうです。これで大体東京地裁の反動的再編が終わつたということなのでしょう。

二、タヌキの無茶苦茶な訴訟指揮

弁護側主尋問が初回で終わらず、二回になつたので殷懃無礼の本性を表わし、ついに弁護側に「いつまでやるのか。この証言は必要があるのか」とわめき出し、証人の私に対し、「早くしゃべれ、簡潔に言え」とぬかし、ついには「勝手なことを言わないよう」と言うではありませんか。「勝手なこと」とは何ですか。無礼にもほどがあります。「勝手なこと」とは、それでは私はまるで公安警察官ではないですか。弁護団と私の抗議で、「とに角、

簡潔によく整理して証言して下さい」と。クソダヌキめ、思い出すだけでもムカムカしてきます。「発言を取り消せ!」とやるべきでしたが、何せ同志泉水の弁護側の証人という立場でしたから、少し日和つてしましました。

「勝手なこと」の暴言に見られるように、このタヌキは公安のデッチャアゲ公妨逮捕の違法性を隠蔽する為に、私の証言が「勝手なこと」であるかのようにしようとした。これが今の日本の司法のレベルです。タヌキよ! オマエがすべきことは、先にテタラメを証言した「丸岡公妨逮捕」の公安警察官共を偽証罪で告発することだよ。

三、タヌキの愚かな尋問

主尋問と検察の反対尋問が終わつて、タヌキの尋問がありますが、最後に、「あなたは警察官の職務質問を受けたことがありますか」と訊いてきました。弁護団が強い抗議、「公妨逮捕と何の関係があるのですか」。タヌキ曰く、「どうですか検事、証人の職質への対応のし方で関連があると思いますが」、検事〇はよく考えもせずに、「そうです。関連があります」。タヌキ、「証人、答えられなくとも結構ですが、過去に職質を受けたことがありますか」。私の方は、アンタら質問の趣旨が判つてんの、まあえーけど、「答えられません。想像にお任せします」。

なぜ、この尋問がオロカか、「考える余」の皆さんをお判りでしょう。

つまり、「丸岡公妨逮捕」をめぐって、公安のオマワリの証言は、私があわてていたので不審だと思つたとなつてお、逆に私の証言では普通に対応したとなつています。私に過去の職質の経

験を訊くということは、職質に対する対応に慣れているかどうかを明らかにする為であり、私が「有ります」と答えると、私の証言の方が正しいということになり、弁護団側が主尋問で訊いても当然なことなのです。タヌキは警察的関心で訊いたのでしょうかが、傑作なのは検事が「そうです」と言つたことです。アホか、オマエ。私が「何度もある。職質には慣れています」と証言したら、オンドレの証人オマフリが嘘の証言をしたらしいという印象を与えるのがわからんのか、アホやな。私が「答えられません」と言ったので、上司には叱られずにすんだことでしよう。弁護団が関連外だと抗議しているのに、私としては答える訳にはいかんのです。

どうせ、いつ、どこで、どのようにと訊いてくるのだろうし。
うーん、ひょっとしたら、小出サン、わざと検察側の証人のデータラメさを明らかにしようとしたのかな。それなら、タヌキとアダ名をつけてゴメンやで。小出のコイダヌキとか言つたりして。

四、検事〇〇の無能ぶり

この若造はどうも反対尋問のやり方が判つてないようです。

五月二十九日の証言で私が記憶違いのことを証言したので、どうせ反対尋問でつづいてくるだろうから、その時に答えてやろうと思つてたら、全く聞いて来ず、訂正の機会を失くしてしまつた。しつかりしいや新米検事ハン。それから反対尋問で私に質問して、私は説明されて、「うーん」と考へ込んでたら反対尋問にならへんがな。証人と弁護団や傍聴者にバカにされるで。我が杉山検事にやり方を教えてもらつてから、公判担当をやりなはれ。証人にナメられてたらアカンで。

それからこの検事君、私と当直検事（逮捕翌々日の公妨送検）

との公妨の状況調書の書き方をめぐつてやり合つた件で、「なぜあなたはその検事が作成した調書の書き方が、あなたの言うように公妨の事実があつたかどうかで、どちらともとれる表現だつたのに、最後は合意したのですか」と訊いてきました。（私はもちろんずっと黙秘を通してましたが、この公防逮捕の件では、まだ丸岡ではなく名義人で通していたので、公妨逮捕の検事調書は「公妨否認」でつくったのです。無署名ですが。——結果は公妨無罪釈放）

「その検事に何度も公妨の事実はなかつた状況をはつきり書けと言つたが、私の主張通りになつていると断言していたのだからそれで十分ですか」と私。するとこの若造、「実際に公妨の事実がなかつたのなら、最後まであいまいな文ではなく、明確な文にすれば良かつたではないですか」と、それで、「検事の断言の言質をとれば良いのだし、何よりもその調書を取り寄せて見れば良い。どちらともとれる内容になつてゐるし、警部根本がその場を目撃しているし、私にとつては公妨はもはやどうでも良いことでしょう」と答えると、この新米検事、「これで終わります」。

この時、「何ですか？ 検事の『断言する』という言葉は全く信用できないということですか」と訊き返してやれば良かつたのですが、そこまで私の方も頭が回りませんでした。

五、泉水裁判の位置

裁判長タヌキと検事〇〇の尋問の質の低さから見ると、どうも「丸岡公妨逮捕」が違法であろうと合法であろうと、「左翼過激派」を捕まえたのだからそれで良いと考えているようです。弁護

団の主張する「違法収集証拠による泉水逮捕は無効」とする憲法上からの規定を全く無視するつもりであることが、今回の私の証人出廷での連中の対応のし方を見ていると判ります。

それとしてもこの検事の質の低さ、これは検察側はまじめに同志泉水の公判を維持するつもりがないことを示しています。連中にとって「泉水裁判」はどうでも良いことなのです。そのまま終身刑の状態にしておけば良いと考えているのでしよう。

六、余談

公判ではもう一人、女の検事がいたのですが、その検事は喋らずじまい。楽しみにしていたのに残念。ウン？ ひょっとしたらこの考え、女性差別なのかな。女をからかおうというセクハラの根性なのかな。相手が敵と言えども、女と見てはいけない。反省。あーあ。

それでは又。

追伸

タヌキを見て見直した我が松本ハンは転任だそうです。栄転か左遷か知りませんが、まあ、栄転なのでしょう。「役人」でしたから。タヌキを知った後では、松本ハンが居なくなると、少し淋しくなりますね。はなむけの言葉を送らねば。

「裁判官が国家機関たるの故をもって、検察官と同類意識に立ち、自らの使命を治安の確保に画くが如きは憲法の理念に反する」
（『裁判について考える』 谷口正孝元裁判官・頸草書房）

司法の良心をお忘れなく。

公 判 日 程

東京地裁

開廷午後一時十五分

十月

二三日

泉水さん

一一五日

丸岡さん

十一月

九日

丸岡さん

二七日

丸岡さん

十二月

七日

丸岡さん

二十日

丸岡さん

弾圧がナンボのもんじや！

泉水・丸岡氏の無罪解放を共同するぞ！

小出のタヌキぶりが目に浮かぶような手紙でした。

予断に満ちた指揮ぶりは、あなたの公判を傍聴したさいにも実感しました。「公判」と呼ぶにはほど遠い敵対体制で、暴力を全面に立てた恫喝体制が貫かれていたからです。

かつての「赤軍罪」は、より厳しく、より広い弾圧となりました。と直接に「赤軍行動」を取る部分に加えられてきたような弾圧ではなく、（天皇制や「自衛隊」の海外派遣など）日本帝国主義の根っこに反対する「国民」全体にかけられている弾圧——実際の破妨法弾圧となっています。だから、赤軍とは無関係な人々も、「赤軍罪」の進行と無関係だといって済ませなくなっているのではないでしょうが。

さて、私事で恐縮なのですが、最近ある方から、「負け勝つ」という言葉を伺う機会がありました。「負けるにも負け方がある」として理解してきた事柄です。今回、話題になつたのは、歴史の行程全体に、それぞれの時代の、団結の存亡を賭けた闘いで、どのような貢献をなしうるのか、といったことでした。新鮮なショックを覚えさせられたのは、五〇年代の闘いをはじめとした日本の運動がそういふ「負け方」を登場させておらず、いままで、運動の真価が問われる時代にさしかかっていると思うからです。この問題にさまざまな示唆を与えている主要な一つが日本赤軍の存在と闘争に他ならないとも思っています。

丸岡さん。〈赤軍罪〉の進行がどのように、あなたがたと「国民」とのあいだの制約を強化しようとも、あなたがたの裁判を注視し、あなたがたとの結び付きを深め、そこで、運動全体への教

訓を引き出す共同を希求して止みません。
これから日一日と寒くなりましよう。真の御自愛を願っています。

丸さんへ

「考える会の皆様へ」こういうレターを貰うと、氣を遣わざるをえません。（たしか、以前に、そういうのをもらって、書いたことがあります。）こんな私のいい加減さは、運動へのかわり方もいい加減だと反省しています。人間だからいい加減なのかと逃げたりもしますが、だから、お互いに励ましあい、学びあうことが大事になるのでしょうか。私は、丸さんの裁判や、泉水さんの裁判を傍聴していく、たいへん教えられたり、励まされたりしています。公判での別れぎわ、チラッとした挨拶には、そういう感謝の気持が、あなたの方を励ます気持以上にあります。あなたの方をほんとうに励ますことが、何であるかを、まだよくは知らない私にとても、自分の感謝の気持だけは確かだと思っています。

丸さんの冒陳は、後の更新冒陳の方が、分りやすく、たとえば、新聞の読み方にも、自分のいい加減さを教えられているような気がしています。頭から聞く気のない裁判席へより、傍聴席へ向けての法廷教室だと受けとめています。いま泉水裁判によく顔を出している、松下竜一さんたちが、かつて九州で、自分達が始めた弁護士なしの環境裁判で、「法廷教室」と銘打ち、証人を講師に仕立て、公判廷を賑わしたことは有名です。泉水裁判での、丸さん証人、泉水兄さん証人、博さん証人など、「法廷教室」と銘打つてもおかしくない講師陣でした。この前など、他の裁判公判のアブレ組に傍聴席を占められ、私も熱心な常連も入れなかつたときなど、弁護士が裁判良急追の活劇が見られそうで、いずれ、ザ・バスで紹介されるだろうと思いますが、弁護団はやはり、闘いの中心にいると感じます。

泉水裁判というのは、超法規を始め、権力側の矛盾を寄せ集めたような裁判で、弁護団も、そこを攻めるのに迫力を見せていました。私たちも、執念深く、その辺を見守りたいと思っています。

泉水裁判で、私が興味を持っているというか、もう一つの関心は、人間泉州博を見たいということです。かつて私は、泉水さんを「純粹にして至誠の人」と評したのですが、それは、傍聴しながらの直感でしかなく、しかし、その後の傍聴でも、それはまちがいではなく、さらに掘り下げてみる価値のある内容が秘められていると感じました。それは、差別の中で鍛えられ、差別に負けない力を持ちえた人間の生き方を垣間見るからです。

丸さんが、冒陳の中で、世の中の不正や矛盾に目をつむつていなかつたと述べている革命への動機と、どこかでつながっているようと思われて、さらに興味深いのです。

ところで、考える会への丸さんレターを読んでいて、いつも、漠然と傍聴している私にとって、裁判長の一言ひとことをもゆるがせにしない、丸さんの目の鋭さを、わが目の鈍さと較べて痛感するのです。裁判長のひとひの本音を見抜く目というのは、差別を見抜く目を、実戦で鍛えてきたのかなと感心しています。差別を見抜く目を養い、差別に負けない力を培うのが解放教育であると教えられたのですが、今、目の前に展開されている法廷教育こそ、すぐれた解放教育の場でもあるだらうと思っています。

権力側は、丸さんたちの自由や外部交通を不法異常なまでに制限していますが、それは、外に居る私達の思想の制限までも視界に置いたものだらうことは、ガサのこと一つ見ても明かに感じとれます。しかし、私たちが、法廷にまで、解放教育を持ちこんでいることを、彼らはどうすることもできないでしよう。その基本にあるのは、心の自由ではないかと思うのです。

(T・K生)

「情けなくてヨー、こんだけ踏みにじられなくちゃなんねえのかと思やあ、クヤしくてヨー、ハラアーたつのが通りこして、涙アでてきて、しうがなかつた……」

七月十九日、旅券法の泉水さん公判を傍聴した大島さん(仮名)は、こぶしをふりあげながら公判のもようを語つてくれたあと、うつすらと涙ぐみながらつぶやいていた。

当日の公判は、裁判の大詰めともいえる「被告人」質問に入る予定であった。寡黙を通してきた泉水さんの生の声を聞こうと、たくさんの人々が参集し、法廷に入れない方も数多くてた公判だった。

午後一時十五分、公判が始まった。「被告人」質問に入るには、これまでの証拠関係を裁判所が整理しなくてはならない。丸岡さんなどの証人訊問などで示された「証拠」の、どれを取り上げ、なにを退けるか、を決定することは、公判への態度と判断を裁判所が明らかにすることに他ならない。決定的ともいえる重要な整理だ。

ナ、ナ、ナント、旅券法違反の裁判に旅券は証拠として必要ない、だと!? 裁判所が示したこの態度には法廷全

猿芝居もエーかげんにせえ！

—許せるか！ 被告人無視、人民無視の専制裁判！

日本もこれでは終わりじゃ！ 7・19泉水さん公判傍聴記録

体がドヨメイた。アッタリマエダ！ 「旅券」法違反の裁判で肝心要の旅券が証拠として必要ないなど、童でも合点がいくわけアソメえ！

ナンデ、旅券が証拠として不用か？ 裁判所の腹の中はどうなつているのか？ 証拠なしの裁判を強行するのは、肝心の証拠が違法に集められたのを裁判所が良く知っているからだ。丸岡さん逮捕の公妨テッチャゲは失敗して、この件で丸岡さんは釈放されているが、旅券は、警察自身が認めた違法逮捕で集められたからだ。そもそもの発端から非合法な裁判の強行で浮かびあがるのは、なりありかまわぬ裁判所の醜態な姿でしかない。

「証拠などいらない！ 合法なんてクソくらえだ！ 赤軍を抹殺することこそが裁判所の合法なんだ！」

冗談じやネエ、つーの！

そのとき、まさにそのときだ！

検事が事前にワープロで作成した異議申し立て書を配布し、読み上げにかかったのだ！

場内、大騒然！ 裁判所と検事が事前に話をつめ、公判のストーリーを決めていたのだがだれの目にも明らかとなつたからだ。傍聴席からは、地の底から湧きあがるようなドヨメキが増した。ナチスの法廷でもありえないような厳戒体制のもとで泉水さんの裁判を注視してきた人たちが、怒りの激動を放つたのだ。また、超過密公判日程などの専制裁判に苦闘してきた弁護団も抗議の声をあげた。日頃、温厚で大きな声ひとつ出したことのない船木弁護人が、「猿芝居にもほどがある！」と怒りまくったほどだから、怒り心頭に達したのだ。安田弁護人は全身をぶるわせながら、裁判所と検事に刃をつけた。キャラツが談合などないとシラをきり通すなかで、法廷は休廷に入った。

再開して、船木弁護人は法廷の混乱をひき起した裁判長に謝罪を要求したが、裁判長は拒否した。そこで船木弁護人は、「被告

人」泉水さんと傍聴人にむかい、きわめて醜態な法廷の現出に「法曹員の一員として謝罪する」と述べた。全身をメッタ斬りにされ、足元の土を根こそぎ掘り崩されるなかで謝罪言明した弁護団の心情を思うとき、どんなに専制が倍化しようとも、泉水さんの裁判をともに歩んでいかなくてはならないと、気持を新たにさせられる。

大島さんが独り言のようにつぶやいたのが耳をはなれずに入る。「あのとき、泉水さん、……泣いてたんじゃねえかなー……。」

(聞き書き・編集部)

後日談。休廷のさい、裁判長は、検事に電話で「証拠として旅券が必要か、考えてくれ」と話したことを明らかにしたという。これでも、「決定は漏らしていない」と強弁するのだ！



丸岡さんからの手紙

ハイジャック考5

(三) 武装闘争の役割

過去、五〇年代の日共や六〇年ブント、赤軍派などが失敗してきたのは、「党が闘う」ことに価値を置き、「人民が闘う」にはどうするのかの観点に欠けていた為です。日本赤軍の闘い方もそうでした。七五年の敗北まで軍事至上主義的な観点に陥っていました。敗北によって「人民が革命の主人公である」原点からとらえかえす契機になり、軍事の問題もいわゆる革命の「党」が武装する問題ではなく、人民自身が闘い、人民の武装をどのように実現するのかをまず第一に考えるべきとどちらました。そのように考えれば、武装闘争は戦術的に行使する問題ではなく、人民権力樹立までの戦略的な問題であることがわかります。人民権力樹立までの発展段階を予測して、いついかなる情勢、状況においても、それに即した対

応が出来るように準備し抜くことが、人民の闘いを援助することとして革命党に問われています。我々は武装闘争をこの援助の一つとして位置づけています。武装闘争に目的があるのではなく、真の人民の権力を樹立することに目的があります。

人民権力樹立で最も重要なことは人民の統一戦線（党派のではなく）をつくることであり、その統一戦線が人民権力の母体になっていくのであって、「党」の役割はあくまで党の統一、人民の統一、味方の統一をつくっていくことにあります。今までの日本の左翼の誤りは、スターリン主義を批判しつつも、その「党の無謬」観から脱却できずに、無条件に党が階級を代表するととらえ、実際には党がすべての主役に立つとしていたことがあります。新政権の主体はあくまで人民であります。新政権の主体はあくまで人民であり、人民ソビエト（評議会）が中心になります。党は側面からそれを支える側になります。なぜなら、党は階級の一部に位置しているにすぎないからです。

「ソ連・東欧問題」で党と国家の分離が（解放後）に党が党の革命を怠り、人民を従者にし、自らを主人にしてしまった為に、社会主义革命と建設に、その主人である人民を動員できなかつた結果です。プロレタリア独裁はあくまでブルジョアジーに対してもそれであり、労働者階級を中心とした人民には徹底した民主主義が保障されねばなりません。プロレタリア独裁と党独裁は異なります。党と人民との関係は毛沢東の言葉を借りれば、「人民は革命の主人公であり、党は革命の根幹である」。党あつての人民ではなく、人民あつての党であり、党は人民に奉仕し、援助し、革命の方向を示す存在です。軍事はその延長です。

△話は変わりますが、プロ独立イコール一党独裁ではないよう、プロレタリア民主主義は複数政党制ではありません。民主主義の主張する複数政党制はブルジョアジーの存在を認めさせるものであり、本来の人民の民主主義を実現するものではありません。生産手段を所有する者と所有しない者が同じ土俵で争えば、所有する者が勝つし、資本主義的生

産様式の下では人間の意識は存在に規定され、そこでは連帶、共生ではなく、個人主義、利己主義、差別などが蔓延し、個力のある者にとっての「民主主義」しか存在しません。ブルジョア政党の存在を認めることが民主主義ではありません。だが、社会主義革命の発展段階においては、労働者階級だけではなく、他の階級も在り、旧支配階級を除くそれぞれの利益を代表する「党」の存在は認めねばなりません。社会主義革命が発展すれば、階級の廃絶（すなわち全人民の労働者階級化）へといたるのであり、従つて、「党」も一つになつていきます。社会主義革命は労働者階級のみによつて為されるのではなく、ブルジョアも一緒に連れて行くものでなければならず、革命の初期段階において、すべての「党」を共産党の下に強制的に統合することは避けねばなりません。全国人民の労働者階級化は行政的指令や強制によってではなく、説得と共感によって人民自身の意志にもとづかねばなりません。党的役割は人民の主体的な意志を形成することにあり、権力を握ることではありません。人民権力の主体はあくまで労働者階級を指導階級とする人民です。これらを例えるならば、首相には共産党が就くのではなく、人民ソビエトの代表が就くということです。

存在しません。ブルジョア政党の存在を認めることが民主主義ではありません。だが、社会主義革命の発展段階においては、労働者階級だけではなく、他の階級も在り、旧支配階級を除くそれぞれの利益を代表し得るよう不断地に自らを革命化し、常に革命の前途を示し、人民を援助することです。眞の指導性の發揮は行政的指令ではなく、援助です。これは「ス

ターリン主義の一党性」でもなければ、「ブルジョア民主主義的複数議会政党性」でもありません。人民の眞の民主主義を実現させる方法です。▽

四、武装闘争のあり方

今までの武装闘争の欠陥は、第一に敵が明確でなく往々にして人民性に欠けていたこと、第二に敵に容易に弾圧され持続性がなかったこと、第三に敵に具体的なダメージを与える攻撃性に欠けていたこと、第四に必ずしも情勢に適応したこと、第五に必ずしも情勢に適応したこと、第六に敵に追い込まれた結果であり、敵に最後まで抵抗した意義を除けば何もありません。これでは人々の支持を得ることはできません。ましてや、同志達を肅正していたとあっては、「銃撃戦」になんの革命性もあり

ません。また、七一年に赤軍派の一部の同志達が、銀行などの金融資本からの「徴税」ではなく、ひつたくりなどをしてしまったが、これらは懲罰ものです。七〇年には明治公園での集会で、中核派の隊列から機動隊に爆弾を赤軍派の一同志が投げましたが、これは挑発行為であり、実に恥じるべき行為です。見方の人々を楯にして自らを守るのは正当な方法ではありません。武装闘争は合法的なデモ、集会を敵の暴力から守るために行使することはあるても、爆発行為は避けなければなりません。革共同両派の内ゲバが拡大し、他派にも拡がり、すでに百人近い人々が亡くなりました。これでは眞の敵を喜ばせるだけです。当事組織にとっては非常に重大なことでしょですが、それは党派の都合でしかありません。どのような事情があろうとも、内ゲバは人民に嫌悪を与えるだけで、武装闘争の意義を低めただけです。

残念ながら新左翼の同志、友人諸君の「大本営発表」は今も続いています。かつて、「首都制圧」を豪語して、「中枢制圧に勝利」などと機関誌に書き立てました。佐藤は訪米してしまったのに（六九年十一月の首相訪米阻止闘争）、いくつかの党派は「十一月決戦に勝利」などと書いていました。現実の結果が

分達に都合が良からうが悪からうが、事実をありのままに評価することが必要です。敗北しているのにそれを認めないのは、更に敗北を積み重ねることにしかなりません。闘争に対する過大評価はやめるべきです。窓ガラスを割つたぐらいで「敵に重大なダメージ」などと放言すべきではありません。「窓ガラスを割つただけ」と報告すべきです。「大本営発表」では「内戦」ごっこをやつてゐるに過ぎません。人民から信頼されません。

武装闘争の市民権を獲得するには、人 民性、正義性、持続性、確実性が必要です。打撃力については、武装闘争の発展段階によります。政治宣伝として「窓ガラスを割るだけ」の場合もあります。客観情勢、主体能力によつて武装闘争の実行方法も内容も変化します。

パレスチナ人作家であり、PFLPの指導者の人でもあつたガッサン・カナファーニー同志は、「武装闘争は最良のプロパガンダである」と、名言を遺して います。逆に言えば、誤つた武装闘争は最悪のプロパガンダになるということです。人民性、正義性のある武装闘争は、声明を出して説明する必要がありません。作戦そのものが声明になります。これが本来の武装闘争のあり方です。

武装闘争の発展過程の中では誤りを犯

すこともあります。その時は開き直るのではなく、真摯にその誤りを認め、人民に謝罪し、その後の武装闘争で正しく戦えば、再び人民の支持を得ることはできます。かつて、東アジア反日武装戦線の同志たちは、三菱重工爆破闘争で間違つて一般人に犠牲者を出してしまいました。その点については真摯に自己批判すれば良いのに、心にもなく「侵略企業で働いて一般にやむを得ない」と、開き直つてしましました。せっかくの正義性のあつた闘いの意義を低めてしまい、心ある人々の支持を失う結果になつてしましました。ウルグアイの解放の戦士達「ツバマロス」は一般人を巻添えにしてしまつた時には、必ず、その本人と家族に謝罪し、可能な限りの償いをしていたし、基地を攻撃する前には周辺住民に避難の勧告までして いました。武装闘争の目的は人民を防衛し、味方を防衛し、敵を殲滅することにあります。

「人民は海で、ゲリラは魚であり、ゲリラは人民の中を泳ぐ」と、よく言われますが、ゲリラは人民に守られることを当然と思わないことです。「人民が盾ではなく、ゲリラは人民に支えられてこそ生きられる」と解釈すべきです。人民を徹底して防衛してこそ、人民の支持を得ることができます。

(五) 日本赤軍の位置

私は、「その時」に革命の組織は敵の暴力に抗する味方の軍事力が必要だとしましたが、我々は「その日」に備えて、武器を貯め込み、隠れ潜んでいるということではありません。それでは革命の情勢を作り出すことはできないし、実際の軍事力は形成されません。軍事力の形成は、武装闘争の蓄積の上に可能です。革命情勢は待つものではなく、積極的に創り出すものです。帝国主義は日々、延命の努力をしており、座して待つだけでは情勢は発展しません。主体的能動的努力が必要です。

我々はまた、武装闘争だけで革命の情勢が醸し出されるとは全く思っていません。合法・非合法のあらゆる働きかけが必要です。我々が言つてゐるのは、合法

だけでは不十分ですよ、ということです。
そして何よりも決定的なことは「歴史は
人がつくる」ということです。

我々の任務は日本革命の勝利の条件と
状況をつくることがあります。そして國
外にいるという条件を生かして、日本革
命の在外支部として國際主義の任務を果
たし、日本革命の後方としての役割を担
い続けるでしょう。（了）

一九九〇・四・一五

訂正『第七号』十頁一段十三行目の後
に「これは誤用です。ハイジャック
であって、ヴァックだけ分離はでき
ません。」を追加して下さい。



Book

『公安警察ナンボのもんじゅ』が
出ました！
お申し込みはお早めに！

丸岡さんの本が十月十五日に新泉社から出ました。
会でも注文を受け付けています。まわりの方々にも
推薦して下さい。